

# News Letter

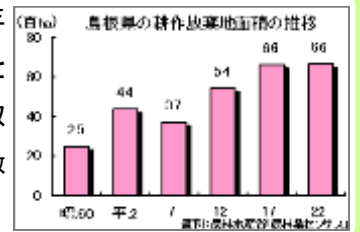
2014年  
8月

中国四国農政局  
松江地域センター

## かんしょ栽培で耕作放棄地を再生

～浜田市久代地区～

島根県の耕作放棄地(※1)は、高齢農業者のリタイヤ等に伴い、年々増加、平成22年には、雲南市木次町とほぼ同じ6,629ha(※2)となり、耕作放棄地の解消が大きな課題となっています。今回は、22年から24年にかけて浜田市で行われた耕作放棄地解消の取組事例を紹介しします。 ※1:以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地 ※2:2010年世界農林業センサス結果より



浜田市久代（くしろ）地区にある「久代畑地団地地区」は、ぶどうの生産を目的として、昭和30年代後半から造成され、50年代にはぶどうの生産が盛んに行われていました。しかし、耕作者の高齢化、後継者不足等により耕作放棄地が増加、平成22年には団地全体の約2/5にあたる6.9haが耕作放棄地となりました。



再生前の久代畑地団地地区の耕作放棄地

浜田市では、土地所有者に対して耕作放棄地解消に向けた地元説明会を開催、その後、浜田市耕作放棄地対策協議会（事務局：浜田市農業委員会）が農林水産省の「耕作放棄地再生利用緊急対策事業」を利用し、農地の再生作業（雑草の刈り払い、除れき、土壌改良）や灌水施設の整備を行い、農地の再生・集約を行うこととしました。

22年度は、全国各地でトマト、ピーマン、かんしょ等の生産を行う大分県の「農業生産法人 株式会社 みなみん里」が自然災害によるリスクを分散するために、この団地の約0.4haでかんしょの「べにはるか」の栽培を開始しました。これをきっかけに、23年度以降は、「社会福祉法人 いわみ福祉会」、認定農業者がかんしょを栽培、その結果、22～24



年度までの3年間で、耕作放棄地全体の約6割にあたる4.1haの農地を再生することが出来ました。

また、この団地で生産されたかんしょは、新たな特産品として、関西方面を中心に出荷され、消費者からは「甘くて美味しい」と好評を得ています。



再生された農地へのかんしょ作付けの様子(左)と現在のほ場の様子(右)

### 【問い合わせ先等】

○浜田市耕作放棄地対策協議会（事務局：浜田市農業委員会） 0855-25-9820

○耕作放棄地再生利用緊急対策に関する情報（農林水産省HPより）

[http://www.maff.go.jp/j/nousi/n/ti/kei/houki/ti/h\\_tai/saku/](http://www.maff.go.jp/j/nousi/n/ti/kei/houki/ti/h_tai/saku/)



## インフォメーション

### 新たな食料・農業・農村基本計画に関する意見・要望(第2回)を募集しています。

食料・農業・農村基本計画は、食料・農業・農村基本法に基づき、今後10年程度を見通した農政の中長期的なビジョンを示すもので、概ね5年ごとに見直しています。

食料・農業・農村基本計画の見直しについては、毎月1回程度、企画部会を開催し、議論を進めていきます。

検討に当たっては、透明で開かれたプロセスとする観点から、資料や議事録を公開するとともに、国民の皆様から意見・要望を広く募集し、今後の審議会における議論に活用することとしています。

【意見・要望の募集】…3回に分けて募集を行います。今回は2回目の募集について紹介します。

◎第2回募集…企画部会での検証に関する議論を踏まえた、施策の方向性や目標設定のあり方などについて

募集期間:平成26年9月30日(火) 17時必着(郵便の場合は当日消印有効)

#### 【応募方法】

○インターネット…下記アドレスにアクセスいただき、ご提出ください。

<https://www.contact.maff.go.jp/maff/form/4572.html>

○郵送…〒100-8950 東京都千代田区霞ヶ関1-2-1

農林水産省 大臣官房地方課 地方提案推進室 宛て

○FAX…03-5511-8415 農林水産省 大臣官房地方課地方提案推進室 宛て

食料・農業・農村政策審議会企画部会の配布資料、意見・要望の提出用紙等の詳しい情報は、下記アドレスからご覧下さい。→→[http://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/kihyo02/140722\\_1.html](http://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/kihyo02/140722_1.html)



## インフォメーション

### 環境保全型農業直接支援対策に係る実施計画書等の申請期間を延長します！

国では平成23年度から、農業者等が地球温暖化防止を目的とした、農地土壌への炭素貯蓄に効果の高い営農活動や、生物多様性保全に効果の高い営農活動(化学肥料・化学合成農薬の5割低減の取組とカバークロップの作付、有機農業の取組等)に取り組む場合に支援を行う「環境保全型農業直接支援対策」を実施しています。

今年度につきましては、申請期間を9月1日(月)まで延長することとしましたので、本対策に取り組まれない方は、取組を実施する農地が所在する市町村の担当者、または下記まで問い合わせ下さい。

なお、本対策の詳細については、下記HPをご覧ください。

○環境保全型農業直接支援対策→→[http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/kakyou\\_chokubarai/](http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/kakyou_chokubarai/)



カバークロップの取組



有機農業の取組事例  
(アイガモ農法)

#### 【お問い合わせ先】

農政推進グループ 食品産業チーム 担当:黒目、田代

TEL:0852-24-7311(内線536、534)

FAX:0852-24-7395

#### 農林業センサス

平成27年2月1日現在で、2015年農林業センサスを実施します。

○農林業経営体調査(平成26年12月中旬～平成27年2月末)

○農山村地域調査(平成27年4～6月末)

円滑な調査の実施に向けて、ご協力をお願いします。

農林業センサスホームページURL:<http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc>



編集:中国四国農政局 松江地域センター

〒690-0001 松江市東朝日町192

TEL(0852)24-7311(内線536) FAX(0852)27-8858 <農政局HP><http://www.maff.go.jp/chushi/>

◆各種メールマガジンを配信中(登録はこちらから) <http://www.maff.go.jp/chushi/mailm/index.html>

